

令和3年7月

## 滞納整理事務の集中化の実施について

名古屋国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化の観点から、大規模な税務署（中心署）において、近隣の税務署（対象署）の滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を以下の税務署で実施しています。

滞納整理事務の集中化実施署	
【中心署】	【対象署】
豊橋税務署	新城税務署
名古屋中税務署	名古屋東税務署

（注）下線は、令和3年7月12日以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 滞納整理について
  - 対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が行います。
- 納付相談について
  - 対象署の管轄地域の納税者の方等との納付相談につきましては、対象署にお電話いただければ、中心署の徴収担当職員が対応します。
  - 面接による納付相談は、中心署の徴収担当職員が、対象署において対応します（中心署での納付相談を御希望される場合には、中心署においても対応できます。）。

なお、面接による納付相談の際は、あらかじめ対象署へ御連絡の上、納付相談の御予約をお願いします。

#### 【専用電話（中心署徴収担当へ転送されます）】

新城税務署 0536-22-2238

名古屋東税務署 052-931-2513

- 対象署の管轄地域の納税者の方に関する書類の提出先は、引き続き、対象署となります。